

令和4年度

永野保育所・宮保育所 入所の案内

(令和4年4月1日入所用)



保育所入所申し込みについてのご案内です。

内容をよくご確認のうえ、お申し込みください。

申込手続き等の問い合わせ

永野保育所	蔵王町大字円田字天王下1番地1	33-3053
宮保育所	蔵王町宮字明神前55番地	22-8380
子育て支援課	蔵王町大字円田字西浦北10番地	33-2122

保 育 所 とは

保護者が仕事をしている、あるいは病気にかかっているなどの理由により、保育を必要とする事由がある児童を、保護者にかわって保育することを目的とする児童福祉施設です。

1 入所の対象となる児童

(1) 4月1日入所の対象となる児童

蔵王町内に住んでいて、平成31年4月2日から令和3年10月1日生まれまでの児童で、次のいずれかの事情で保育を必要とする家庭の児童です。

「保育利用の必要性」の事由

1	就 労	1か月あたり64時間以上の就労
2	妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後まもないこと。
3	疾病・障害	保護者の疾病、障がい
4	介 護 等	常時、同居又は長期入院等している親族の介護・看護
5	災 害 復 旧	震災等の災害復旧に当たっていること。
6	求 職 活 動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること。 ※ <u>90日経過後の月末（6月末）まで就労に該当しない場合は、6月末で退所となります。</u> また、入所中に退職した場合も、退職日の翌日から90日経過後の月末まで就労しない場合も同様です。
7	就 学	学校（職業訓練校等を含む）に在学していること
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること
9	育 休 継 続	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

以上の要件のいずれかに該当する場合、保育の必要性があると認定されます。

【 ご注意 】

- ① 入所中であっても、上記の要件に該当しなくなった場合は、退所となります。
- ② 保護者が「保育利用の必要性」の事由のいずれかの理由により、保育を必要とする場合に対象となります。また、その状況を証明する書類（就労証明書等）の提出が必要です。
- ③ 就労証明書の内容について、勤務先に確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ④ 単身赴任等で父と母が別居していても、申込みに必要な書類は同じです。
- ⑤ 育児休業取得中の方で、入所後、職場復帰予定の方は、6月1日から復帰して頂く必要があります。入所申し込み時点では育児休業期間の変更の必要はありません。入所内定後、育児休業期間の変更が必要になります。

(2) 募集児童数

年 齢	永野保育所	宮保育所
0歳児(R 3. 4. 2 ~ R 3. 10. 1生)	60人	45人
1歳児(R 2. 4. 2 ~ R 3. 4. 1生)		
2歳児(H31. 4. 2 ~ R 2. 4. 1生)		

※ 0歳児の途中入所につきましては、定員に空きがある場合6か月経過後から入所ができます。

ただし、令和4年4月1日生まれまでが対象になります。(0歳児クラス年齢対象)

2 入所の優先基準

- ① 保育所の入所申込者数は、例年定員を超えており、すべての方が希望の保育所に入所できるとは限りません。定員を超える申込があった場合は、保育を必要とする程度の高い児童から優先的に入所することになります。

- ◆ 原則的には父母が共働き、多子世帯、または母子・父子家庭で勤務時間の長い方の優先度が高くなり、勤務時間の短い方、求職中の方などは優先度が低くなります。
- ◆ 利用調整のため、同居している65歳未満の祖父母等についても、就労証明書等を提出していただきます。なお、住民票において世帯分離している場合でも、同じ家屋に住んでいる場合は、同居となります。

- ② 利用調整については、申請書に記入された希望の保育施設で行います。

- ◆ 第1希望のみであれば、その保育所だけの利用調整となります。
- ◆ 第2希望までの場合、**利用調整で第2希望の保育所となる場合があります。**

- ③ 町税等に未納・滞納がある場合は、入所が制限される場合がありますのでご承知ください。(蔵王町行政サービス制限指導要領に基づく行政サービス制限が実施されており、保育所・幼稚園・町営住宅等を利用するには、町税等に未納がないことが条件になっています。)



3 保育時間

【月～金曜日】原則として、午前8時30分から午後4時30分までとなります。

* この時間での送迎に困難な事情がある場合は、午前7時30分から午後6時30分まで保育します（標準時間認定の申請が必要です）。
求職活動中の方や育児休業中の方（保育短時間認定）の時間外保育は利用できません。

【土曜日】 家族全員が仕事のために家庭での保育ができない場合に限り、

原則として、午前8時30分から午後4時30分までとなります。

* この時間での送迎に困難な事情がある場合は、午前7時30分から午後6時30分まで保育します。

4 保育料

（保育所の年齢算定は、4月1日を基準にしています。）

- ① 保育料は、「利用者負担額徴収基準表」（次ページ参照）に定められた金額（月最大36,000円）を、毎月、保育料納入通知書により、蔵王町の指定金融機関、役場会計課、またはコンビニ、スマートフォン決済にて納入していただきます。
- ② 保育料は、入所児童の父母（ひとり親の場合は父または母のみ）の市町村民税額の合計額をもとに決定します。

〔注〕 **ただし、両親ともに（ひとり親の場合は父または母の）年収が103万円未満である場合で、同居している祖父母がいるときは、所得の高い方の市町村民税額を合算することになります。**

※ 4月分から8月分までは令和3年度の課税額、9月分から3月分までは令和4年度の課税額にて算定します。

※ 入所児に兄弟がいる場合は、階層区分に応じて保育料が減免になります。

※ ひとり親世帯の方や障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方、特別児童扶養手当対象児がいる世帯の場合で、住民税の所得割額が77,101円未満の時は、徴収基準額表（ひとり親世帯・障害者世帯）に定める保育料となります。

※ 住宅借入金特別控除等の税額控除は保育料算定には反映されない取扱となります。

※ 未申告の場合（前年の収入について、申告手続きしておらず、こちらで収入等が確認できない場合）は最高額の保育料となります。

- ③ 保育料の金額は、入所後に保育料納入通知書にて通知します。

利用者負担額徴収基準表（月額）

【一般世帯】

階層区分	市町負担額 市町村民税区分		多子減免 カウント方法	短時間	標準時間
第1(1)	生活保護世帯		年齢制限なし	0円	
第2(2z)	市町村民税 非課税世帯				
第3(3z1)		均等割のみ		16,000円	
第3の2(3z2)	市町村民税 所得割 課税世帯	6,000円未満	第1子 全額 第2子 半額 第3子 無料	17,800円	18,000円
第3の3(3z3)		48,600円未満		19,300円	19,500円
第4の1(4z1)		54,600円未満		22,600円	23,000円
第4の2(4z2)		57,700円未満		24,600円	25,000円
第4の3(4z3)		77,101円未満	年齢制限あり (小学校就学前)	26,600円	27,000円
第4の4(4z4)		97,000円未満		29,600円	30,000円
第5の1(5z1)		121,000円未満	同時に幼稚園・ 保育所を利用 する子をカウント	35,600円	36,000円
第5の2(5z2)	169,000円未満				
第6(6)	301,000円未満				
第7(7)	301,000円以上				

【ひとり親、障がい者世帯等】

階層区分	市町負担額 市町村民税区分		多子減免 カウント方法	短時間	標準時間
第1(1)	生活保護世帯		年齢制限なし	0円	
第2(2x)	市町村民税 非課税世帯				
第3の1(3x1)		均等割のみ		9,000円	
第3の2(3x2)	市町村民税 所得割 課税世帯	6,000円未満	第1子 全額 第2子 半額 第3子 無料	9,000円	
第3の3(3x3)		48,600円未満			
第4の1(4x1)		54,600円未満			
第4の2(4x2)		57,700円未満			
第4の3(4x3)	77,101円未満				

※ 市町村民税所得割77,101円以上は、一般世帯と同じ保育料体系となります。

5 入所申し込みと入所決定

(1) 申 込 先

- ① 新規の場合は、蔵王町子育て支援課（役場北側・地域福祉センター内）へ
- ② 継続の場合は、現在入所中の保育所へ（弟妹が新規の場合も保育所へ）

(2) 受付期間

令和3年10月1日（金）から令和3年10月15日（金）まで

※ 提出が遅れた場合は、4月1日入所選考の対象とならないのでご注意ください。

なお、就労証明書等が遅れる場合であっても、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定書・保育所入所申込書は、期限までに提出してください。

(3) 申し込み方法

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定書・保育所入所申込書に記入し、必要な書類を添付して提出してください。
- ② 申込書を提出していただく際は、入所審査の参考とするための家庭の状況等を聞き取りし、蔵王町の保育実施基準調査票を記入しますので、必ず保護者の方が提出してください。また、保育所入所にあたってお子さんのことで配慮が必要なことなどがあればお伝えください（アレルギーや持病など）。

(4) 入所の決定等

蔵王町の保育実施基準調査票を基に、保育所入所者選定会議において、保育を必要とする程度の高い方から、保育所の受入可能人数に応じて入所決定します。入所希望者多数の場合には、入所できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

なお、選考結果については、下記のとおりお知らせします。

① 保育の必要性について

※「保育利用の必要性」については、1ページをご覧ください。

必要性に該当する場合	「支給認定証」を送付します。
必要性に該当しない場合	「保育利用の必要性」の事由に該当しない場合は、「支給認定申請却下通知書」が送付されます。 その場合は、保育所に入所することができません。

② 保育所への入所の可否について

入所が決定した場合	「保育所入所承諾通知書」を送付します。
入所が内定となった場合 （育児休業期間の変更が必要な方）	「保育所入所内定通知書」を送付します。
優先順位により入所できない場合	「保育所入所保留通知書」を送付します。

6 申込書等の内容に変更があったら

- ① 申込書や添付書類の内容（住所・就労状況・家庭状況等）に変更があった場合は、子育て支援課まで連絡してください。
- ② 新たに勤務先が決まった場合（退職等）や、就労時間等に変更があった場合は就労証明書を提出してください。
- ③ 入所を辞退する場合も、必ず連絡してください。

※ 入所後も住所・就労状況・家庭状況等に変更があった場合は、直ちに
変更届と必要書類を保育所に提出してください。

7 保育所に慣れるまで

保育所は集団生活の場です。集団生活に入る子どもたちにとって、生活環境の変化は肉体的・精神的に大きな影響を与えることになります。

そのため、入所の初日から1日保育は難しいので、少しずつ保育時間を延長して、その後1日保育となります（ならし保育期間の目安：普通保育開始まで1週間、時間外保育開始まで2週間）。お子さんの様子に応じて、ならし保育期間が延びる場合もあります。

8 給食について

保育所は完全給食です。午前・午後のおやつがあります。

アレルギーのあるお子さんについては、医師の指示書のもと、対応できる限り除去食を提供します。アレルギー以外の除去食については対応できません。

アレルギーがあるお子さんについてのみ、指示書の提出があるまではお弁当持参になります。



9 申し込みに必要な書類

兄弟姉妹の入所を合わせて申込む場合には、お子さん1人につき各1部の申込書が必要です。

添付書類については、原本を1部とし、あとはコピーで構いません。原本は1番年上のお子さんに添付してください（幼稚園に兄弟がいる場合は幼稚園に原本を提出してください）。

下記添付書類は、保育の優先順位を確認する為、20歳以上65歳未満の同居している親族がいる場合は、同居親族全員分を提出して頂く必要があります。世帯分離していても1つ屋根の下で暮らしている場合は全員分が必要です。

* 申込書は9月15日から、各保育所・幼稚園・子育て支援課で配布します。
また、町ホームページにも掲載します。

提出書類		備考
施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定書		<u>家族全員のマイナンバーを忘れず記入してください。</u> <u>記入がない場合、受付できません。</u>
保育所入所申込書		令和4年4月1日現在で記入してください。
認定時間確認票		求職活動中・育児休業中の方は短時間認定のみとなります。
添付書類	就労証明願	職場から勤務(内職)していることの証明をもらってください。
	自営業証明願	内容を具体的に記入し、地区担当の民生児童委員の証明をいただ いてください。
	農業証明願	
	就学状況申立書	学生証等の写しも添付してください。
	求職活動状況等申立書	求職活動をしている方、入所後に求職活動を行う方は提出してください(両親のみ)。
	介護・看護状況申立書	障害者手帳や介護保険被保険者証等の写しも添付してください。
	疾病・障害状況申立書	疾病の場合は、診断書等を提出してください。障がいがある場合は、 障害者手帳の写しを添付してください。
承諾書		保育料算定に使用します。(保護者名で記入押印してください。)
祖父母等の調査		65歳未満の同居者で、就労なしの場合に記入してください。

入所までの流れ

申請書配布	9月15日から	各保育所、子育て支援課、幼稚園でお受け取りください。
申込受付	10月1日から10月15日	<p>現在入所している方は、各保育所で受付します。(入所児の兄弟を含む)</p> <p>新規の方は、子育て支援課で受付します。</p> <p>添付書類を確認し、家庭の状況などをお伺いします。(必ず保護者の方が申請のこと)</p> <p>お早めにお申込みください <u>提出が遅れた場合は、4月1日入所選考の対象とならないのでご注意ください。なお、就労証明書等が遅れる場合は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定書・保育所入所申込書を、期限までに提出してください。</u></p> <p>※期限まで提出できない添付書類については、ご相談ください。</p>
選 定	11月	<p>保育所入所者選定会議を開催します。</p> <p>各保育所の入所枠に対して申込者数が上回る場合は、保育を必要とする程度の高い方から選定して入所決定します。</p>
入 所 決 定	12月	<p>保育の入所決定をしたときは「保育所入所承諾書」(内定の場合は入所内定通知書)を保育の実施を行わないときは「保育所入所保留通知書」を文書で通知します。</p> <p>入所決定(内定)の方には、入所説明会の通知も同封します。</p>
入 所 説 明 会	永野保育所 1月22日(予定) 宮保育所 2月 5日(予定)	新規入所の方に、入所する保育所において説明会を開催いたします。
入 所	4月 1日	入所式等については、入所説明会の時にご案内します。

